

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学病院長候補者選考会議規則（平成29年度九大規則第4号。以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、病院長候補者の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(病院長となることができる者)

第2条 九州大学部局長の任命等に関する規則（平成27年度九大規則第29号）第3条別表の規定に基づく病院長となることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第10条第2項に基づき主として医業を行う病院を管理することができる者
- (2) 医療安全確保のために必要な資質・能力を有する者
- (3) 病院の管理運営上必要な資質・能力を有する者

2 九州大学病院長候補者選考会議（以下「選考会議」という。）は、病院長候補者の選考に際し、前項第2号及び第3号に掲げる資質・能力に係る具体的な基準についてあらかじめ定めるものとする。

(公示)

第3条 選考会議は、規則第8条の規定に基づく病院長候補適任者の公募にあたり、前条第2項の規定に基づき定めた資質・能力に係る具体的な基準、提出を求める書類及び応募期日を公示する。

(病院長候補適任者の公募の受付)

第4条 選考会議は、次の各号に掲げる者について病院長候補適任者として受け付ける。

- (1) 本学の教授 病院、医学研究院又は歯学研究院の教授、准教授、講師、助教又は准助教のうちの2人の推薦を受け立候補を申し出た者若しくは病院、医学研究院又は歯学研究院の教授、准教授、講師、助教又は准助教のうちの3人から推薦された者
- (2) 本学に所属する者以外の者 病院、医学研究院又は歯学研究院の教授、准教授、講師、助教又は准助教のうちの3人から推薦された者若しくは選考会議委員1人以上から推薦された者

(2部局の教授会の意見)

第5条 選考会議は、病院長候補適任者について、医学部及び歯学部（以下「2部局」という。）の教授会に意見を求めることができる。

2 2部局の教授会は、選考会議から意見を求められたときは、2部局による合同の意見として、病院長候補適任者のうちから3人（病院長候補適任者が3人に満たないときは全員）を順位を付して選考会議に推薦するものとする。

(審査及び選考)

第6条 選考会議は、病院長候補適任者のうちから、第2条の規定に基づく資質・能力に係る基準等に照らして審査を行い、総長に推薦する病院長候補者を選考する。

2 選考会議は、2部局の教授会から推薦があった場合は、推薦された病院長候補適任者を前項の選考の対象とする。

3 選考会議は、第1項の選考を行うにあたり、選考の対象とする病院長候補適任者から所信を聴くものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年7月27日から施行する。